

聖籠町特定疾患医療費助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月4日

聖籠町長 渡邊 廣吉

## 聖籠町規則第2号

聖籠町特定疾患医療費助成に関する規則の一部を改正する規則  
聖籠町特定疾患医療費助成に関する規則（平成12年聖籠町規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

聖籠町難病患者等の医療費助成に関する規則

第1条中「新潟県特定疾患治療研究事業実施要綱並びに新潟県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（以下「特定疾患治療研究事業」という。）により、療養」を「難病等の治療」に、「（入院食事療養費を含む。）の個人負担分」を「の一部」に、「当該事業対象者」を「難病患者等」に改める。

第6条を削り、第5条を第6条とする。

第4条中「聖籠町特定疾患医療費助成申請書」を「聖籠町難病患者等の医療費助成申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 助成の申請は、対象者が保険医療機関等で受療した月の末日から6月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第4条を第5条とする。

第3条各号を次のように改める。

（1） 支給認定を受けた指定難病の患者にあつては、法第5条の規定により助成対象者が現に負担した額

（2） 医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等にあつては、児童福祉法第19条の2の規定により助成対象者が現に負担した額

第3条を第4条とする。

第2条中「し、特定疾患治療研究事業の適用を受けている者とする。」

を「する難病患者等又はその保護者（児童福祉法第6条の規定による保護者をいう。）とする。」に改め、同条ただし書を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 難病等 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第1条の規定による難病及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病をいう。
- （2） 難病患者等 法第7条第1項の規定により新潟県から支給認定を受けた者（第4条において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）及び児童福祉法第19条の3第3項の規定により新潟県から医療費支給認定を受けた者（第4条において「医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等」という。）

第6条の次に次の1条を加える。

（助成金の返還）

第7条 町長は、虚偽その他の不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成額の全部又は一部を返還させることができる。

別記様式を次のように改める。

別記様式

聖籠町難病患者等の医療費助成申請書

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
TEL

次のとおり金 円を申請します。

なお、聖籠町長が支給決定に関して助成の適正を図るため、必要に応じて新潟県及び医療機関に受給資格及び当該診療内容を照会することに同意します。

受給者氏名			生年月日	年 月 日	
病名					
医療機関名	住所	別紙領収書(写)のとおり			
	名称	別紙領収書(写)のとおり			
他制度の受給状況 (該当のものがあれば○)	1 県単医療費助成制度(県障・県子・県親) 2 生活保護 3 その他( )				
振込指定機関	金融機関名	銀行・農協 信組・信金 ・労金	口座番号等	普通 当座	
	支店名	本店・ _____ 支店	フリガナ		
			口座名義人		

※申請者と口座名義人が異なる場合は、下記に記入してください。

私は上記口座名義人に難病医療費助成金の受け取りを委任します。 平成 年 月 日 氏名 _____ 印
--

- 1 助成申請の際は特定医療費(指定難病)受給者証又は \_\_\_\_\_ 受給者証及び医療機関から発行された領収書を提示すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

町使用欄	対象月												助成決定額 円
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。